

9月以降の埼玉県スポーツ少年団への追加登録について

【現状】

日本スポーツ少年団登録規程により、日本スポーツ少年団への登録は年1回と【され、9月以降に入団した団員は次年度まで登録できず、9月以降に実施する埼玉県スポーツ少年団本部が主催の交流大会にも参加することができない。



9月以降に入団した団員を対象に埼玉県スポーツ少年団への追加登録を可能とし、**登録した者であれば、以降実施の埼玉県スポーツ少年団主催の交流大会へ参加を可能とする。**

【受付期間】

9月分から翌年2月分まで1か月単位での申請受付とする。

【申請方法】

市町村スポーツ少年団で取りまとめ、当該月分を翌月2日までに埼玉県スポーツ少年団へフォームにて申請する。

※回答フォームは月ごとにお送りさせていただきます。

【登録完了】

埼玉県スポーツ少年団で申請フォームの内容確認後、追加登録者名簿を発行し、市町村スポーツ少年団宛にを通知する。(翌月10日頃に追加登録者名簿の発行)

※追加登録者名簿は、大会参加の際の登録確認書類となる。

【登録料】

1人200円

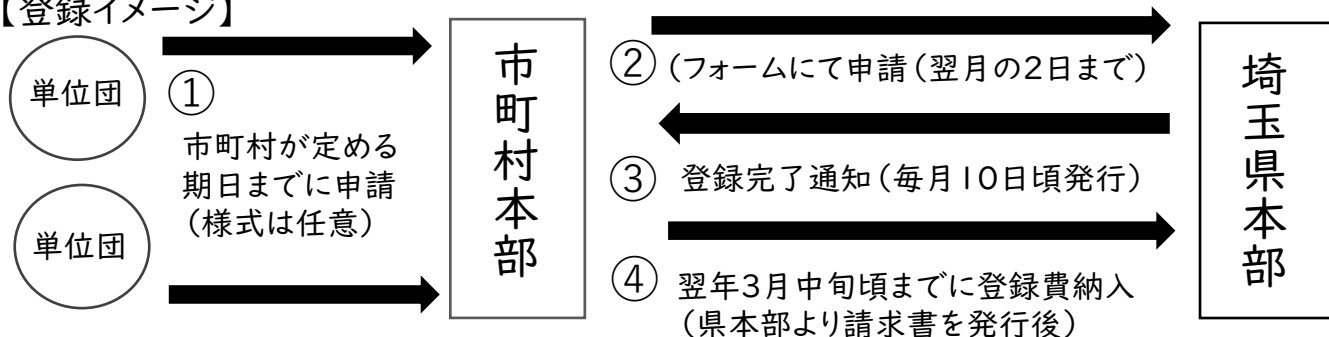
※別途市町村スポーツ少年団で登録費を徴収している場合は、それぞれ手続きを行うこと。

【登録費の納入】

登録費は、翌年3月に9月～翌2月分をまとめて請求し、3月15日頃までに納入する。

※請求書は、市町村スポーツ少年団宛電子メールで送付する。

【登録イメージ】



<注意事項>

○埼玉県スポーツ少年団の活動における登録となるため、日本スポーツ少年団が定める登録には当たらない。

○団員章の配布は行わない。

○大会への出場のため、登録証明が必要な場合は、登録申請のタイミングに留意する必要がある。(登録完了は翌10日前後となる。)

○登録と同時に必ず保険に加入することとする。

○あくまでも9月以降に入団した団員を対象としたもので、通常登録の登録忘れの場合、追加登録は認めない。また、前年度9月以降に追加登録している者の今年度の追加登録は、理由がない限り認めない。